

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 額地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 辻田原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 辻田上所地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 杉仏地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 司倉地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東梶東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東梶南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東梶下所地区	〃